アメリカ合衆国が、9.11 テロ以来、アル・カーイダやタリバーン構成員に対して拷問行為を行っていたことはよく知られている。2014 年になって、米議会上院の情報委員会(Senate Select Committee on Intelligence)がその実態について報告書を作成し、その一部が機密解除の上一般公開された(S. Report 113-288)。その 40 頁（PDF の 69 頁）の “9. The CIA Uses the Waterboard and Other Enhanced Interrogation Techniques Against Abu Zubaydah” に、どのような「高度尋問技術」が用いられたかが書かれている。

これが拷問禁止条約の定める拷問に該当するかどうかは米政府内でも当初から検討されていた。拷問あるいは「高度尋問技術」についての関連文書は Karen J. Greenberg & Joshua L. Dratel, *The Toture Papers: The Road to Abu Ghraib*, Cambridge, Cambridge University Press, 2005 にまとめられている。その Memo 14（172 頁以下。米司法省法律顧問作成）の “VI. Defenses”（207-213 頁）に、通常の状況であれば拷問禁止条約等の違反になるとしても、当時の（＝9.11 後の）状況に照らして例外的に正当化される、との説明が見られる。

この説明に賛成か反対かを示し、その理由を述べよ。政策論ではなく、法的議論に徹すること。A4・2 枚を上限とし、2018 年 6 月 28 日（木）17 時までに濵本に送付されたい。

以上